

令和1年12月

令和2年度 税制改正大綱

A & K パートナーズ税理士法人
秋山税理士事務所
(株)秋山総合研究所

1

目次

1. 所得税

- (1) NISA・つみたてNISAの見直し
- (2) ジュニアNISAの見直し
- (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設
- (4) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設
- (5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し
- (6) 確定拠出年金の見直し
- (7) 雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告の見直し
- (8) 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類の見直し
- (9) 国民健康保険の見直し

2. 資産課税

- (1) 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

3. 法人税

- (1) オープンイノベーション強化に向けた取組み
- (2) 5G
- (3) 連結納税制度の見直し

4. 中小企業等の支援

5. その他の租税特別措置等

6. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

7. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

2

(1) NISA

NISA	現行 (2023年まで)	改正案 (2024年から)
非課税対象	株式・投資信託等	1階 つみたてNISAと同様 2階 現行NISAから高レバレッジ 投資信託等を除外
非課税期間	5年間	5年間
非課税投資枠	年120万円 最大600万円	1階 年20万円 2階 年102万円 最大610万円
	選択制	選択制
つみたて NISA	現行 (2037年まで)	改正案 (2042年まで)
非課税対象	一定の投資信託	同左
非課税期間	20年間	同左
非課税投資枠	年40万円 最大800万円	同左

3

(2) ジュニアNISA

利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。

(3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

個人が、**譲渡価額が500万円以下**であって、都市計画区域内にある低未利用地等(※)を譲渡した場合に、**長期譲渡所得から100万円を控除**する特例措置(令和4年12月31日まで)を創設する。

(※) 低未利用であること及び買主が利用意向を有することについて**市区町村が確認**したもので、その年の1月1日において**所有期間が5年を超えるもの**に限る。

4

(4) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の計算上、**国外不動産所得の損失の金額があるときは**、その国外不動産所得の損失の金額のうち、**国外中古建物の償却費に相当する部分の金額**は、所得税に関する法令の規定の適用については、**生じなかったものとみなす**。

また、譲渡所得の計算上、なかつたものとみなされた償却費に相当する部分の金額については、調整を加えること、その他所要の措置を講ずる。

(注) 対象となる国外中古建物は、耐用年数の計算を簡便法又は使用可能期間を用いているものをいう。



(5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

① 寡婦控除（女性）（所得500万円とは、給与の場合678万円）

配偶関係			死別		離別		未婚	
本人所得（合計所得金額）			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子※	35万円	27万円	35万円	27万円	35万円	
		子以外	27万円	27万円	27万円	27万円		
	無	27万円						

② 寡夫控除（男性）

配偶関係			死別		離別		未婚	
本人所得（合計所得金額）			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族	有	子※	27万円 35万円		27万円 35万円		35万円	
		子以外						
	無							

※ 総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る

(6) 確定拠出年金の見直し

- ① DC(企業型・個人型)の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
・企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入可能年齢の見直し

【現 行】厚生年金被保険者のうち65歳未満のもの

【見直し案】厚生年金被保険者(70歳未満)

- ・個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入可能年齢の見直し

【現 行】国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

【見直し案】国民年金被保険者

① 第1号被保険者:60歳未満

② 第2号被保険者:65歳未満

③ 第3号被保険者:60歳未満

④ 任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は
任意加入が可能(65歳未満)

- ・確定拠出年金(企業型DC・個人型DC(iDeCo))の受給開始時期の選択肢の拡大

【現 行】60歳から70歳の間で個人が選択可能

【見直し案】公的年金の見直しに併せて上限年齢を引上げ(75歳)

(6) 確定拠出年金の見直し

- ① DC(企業型・個人型)の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
・確定給付企業年金(DB)の支給開始時期の設定可能範囲の拡大

【現 行】60歳から65歳の間で企業が設定可能

【見直し案】柔軟な制度運営を可能とするため設定可能範囲を70歳に拡大

- ② 中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲の拡大

【現 行】100人以下

【見直し案】300人以下

- ③ 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和

企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、**現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限られている**が、これを改め、iDeCoに**加入できるように改善**を図る。

- ④ ポータビリティの改善

確定給付企業年金制度(DB)の終了時に個人型DC(iDeCo)への移換を可能にする。
加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業型年金制度への移換を可能にする。

1. 所得税

(7) 雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告の見直し

① その年の前々年分の雑所得の業務に係る収入金額が300万円以下の場合

その年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入すべき金額について現金主義による所得計算の特例が適用できるようにする。

② その年の前々年分の雑所得の業務に係る収入金額が300万円を超える場合

現金預金取引等関係書類を起算日から5年間保存しなければならないこととする。

③ その年の前々年分の雑所得の業務に係る収入金額が1,000万円を超える場合

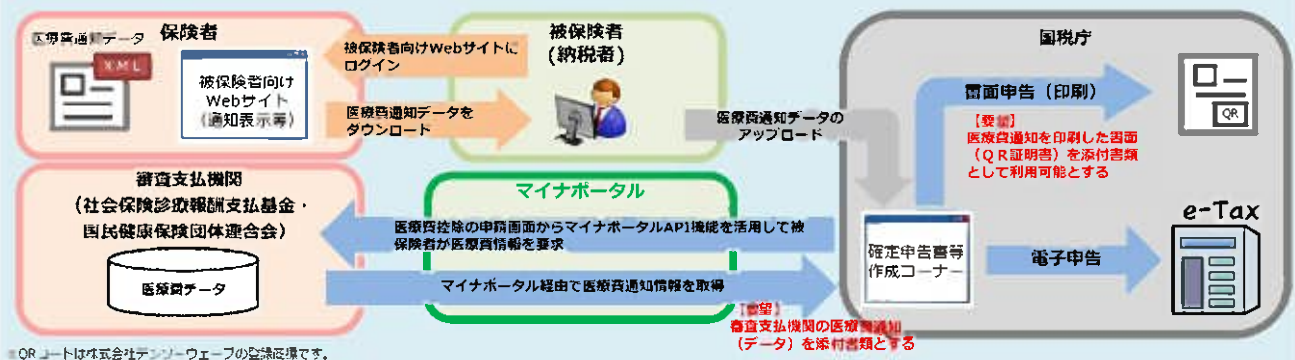
総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を確定申告書に添付しなければならないこととする。

※ 上記改正は令和4年分以後の所得税について適用する。

1. 所得税

(8) 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類の見直し

- 被保険者（納税者）が、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができるよう、審査支払機関が提供するデータ及び医療費通知を印刷した書面（QR証明書）を確定申告書の添付書類に追加し、医療費控除の申告手続きの簡素化を図る。
- あわせて、保険者の医療費通知を書面（郵送）で受け取った者が電子申告をする場合には、当該医療費通知の添付を省略できることとする。

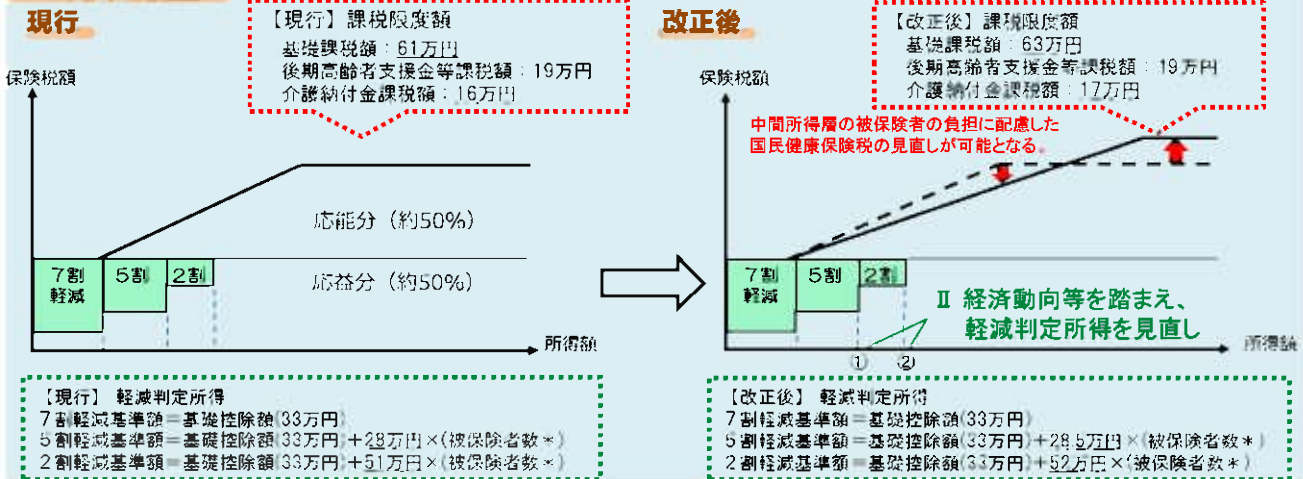


(8) 国民健康保険の見直し

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



(9) 国民健康保険の見直し

1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

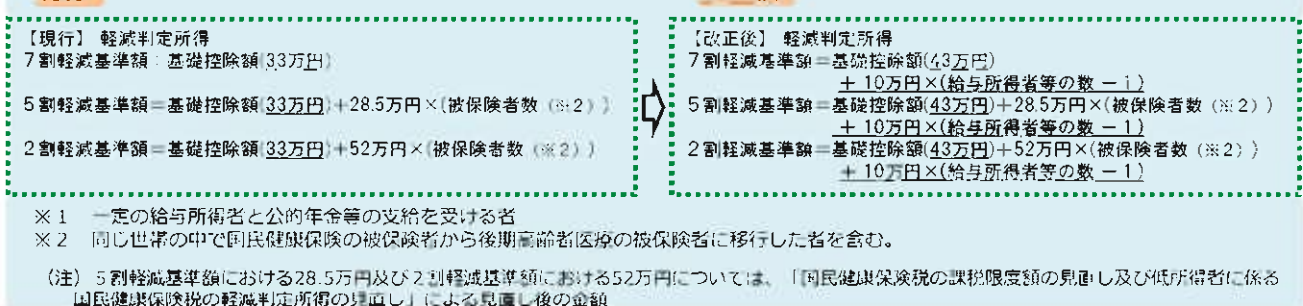
(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

2. 制度の内容

- 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要がある。
- 一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

現行

改正後



2. 資産課税

(1) 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

① 現に所有している者の申告の制度化

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として**登記等がされている個人が死亡している場合**、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「**現所有者**」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該**現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告**させることができることとする。

※上記改正は、令和2年4月1日以後に現所有者である事を知った者について適用する。

② 使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村は、一定の調査を尽くしてもなお**固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録**し、その者に固定資産税を課することができることとする。

※上記改正は令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

13

3. 法人税

(1) オープンイノベーション強化に向けた取組み

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する**1億円以上の出資**について、**25%の所得控除**を講ずる。

改正概要

〔適用期限：令和3年度末まで〕



<出資を行う企業要件>

- ① 国内事業会社
又は
- ② 国内事業会社によるCVC(注1)
(※)事業会社又はその子会社が運営し、持分の過半数以上を所有するファンド等

<行為要件>

- ① 1件当たり1億円以上の大規模出資
中小企業からの出資は1,000万円以上
(※)海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ② 株主間の株式売買ではなく、ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資
(※)死行済株式の取得は対象外
- ③ 一定の控除上限
- ④ 一定期間(5年間)の株式保有(注2)

<出資を受けるベンチャー企業要件>

- ① 新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場ベンチャー企業
(※)新設企業は対象外
- ② 出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業

+

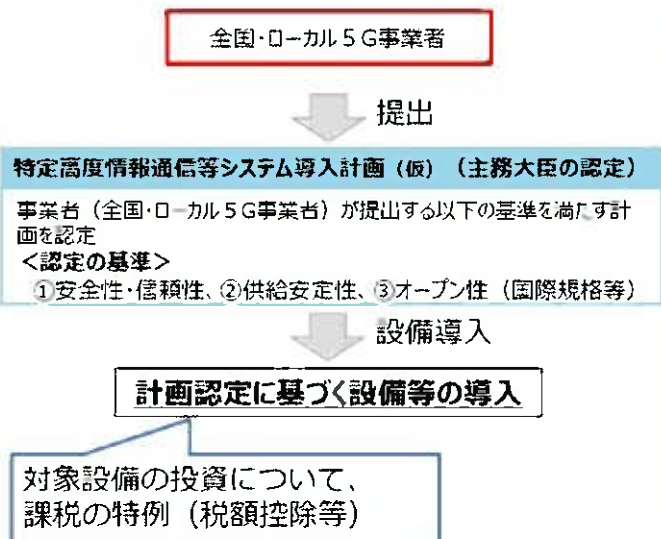
- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

14

(2) 5G

- 5Gは、**スマート工場や自動運転等の産業用途**のほか、**遠隔医療や防災等、地域の社会課題の解決**にもつながる、**次世代の基幹インフラ**。サイバーセキュリティなど、**安全性・信頼性等の確保が極めて重要**。
- Society5.0の実現に向け、**国際連携の下での信頼できるベンダーの育成**を図りつつ、**安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備**を行うため、主務大臣の認定に基づき、5G設備に係る投資について、**税額控除又は特別償却を認める措置を新たに講じる**。

○制度概要【適用期限：令和3年度末まで】



○課税の特例の内容

対象事業者	税額控除	特別償却
全国・ローカル5G事業者	15%	30%

(※) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

【対象設備（イメージ）】

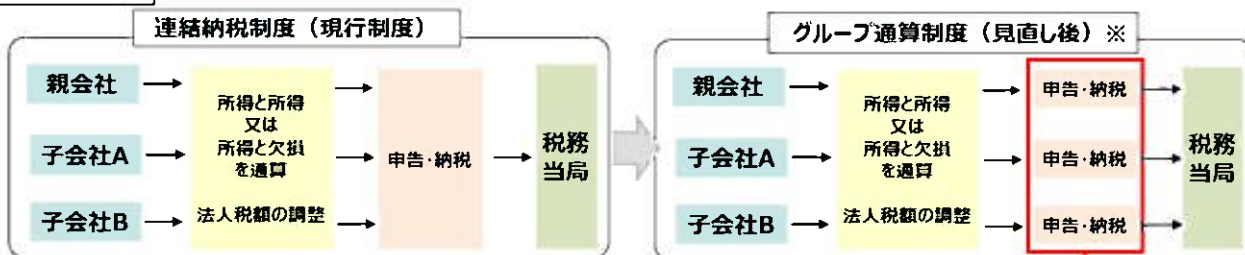
- ・全国5G事業者が整備する基地局の前倒し整備分
 - 送受信設備
 - 空中線（アンテナ）
- ・ローカル5G事業者が整備する5G設備
 - 送受信設備
 - 通信モジュール
 - コア設備
 - 光ファイバ

(※) ローカル5Gの活用事例（イメージ）

(3) 連結納税制度の見直し

- 連結納税制度は、企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う制度。
- 事務負担の軽減等の観点から、**グループ内において損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持**しつつ、**親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直し**を行う。
- この際、機動的な事業再編を後押しするため、**グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小**するなどの見直しを行う。
また、グループ経営の実態に即した税制とするため、研究開発税制や外国税額控除等、グループ一体で活用されるべき税制措置の取扱いや、**既存の連結納税適用グループの親会社繰越欠損金の取扱いは維持**する。

改正概要



※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用 個別申告方式への見直し

改正のポイント

- ①グループ加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小
- ②研究開発税制や外国税額控除等の取扱いや、既存の連結納税グループの親会社の繰越欠損金の取扱いを維持

(1) 中小企業に係る損金算入の特例の延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続きなどの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

- 改正概要
- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
 - 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注) (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

合計300万円まで

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

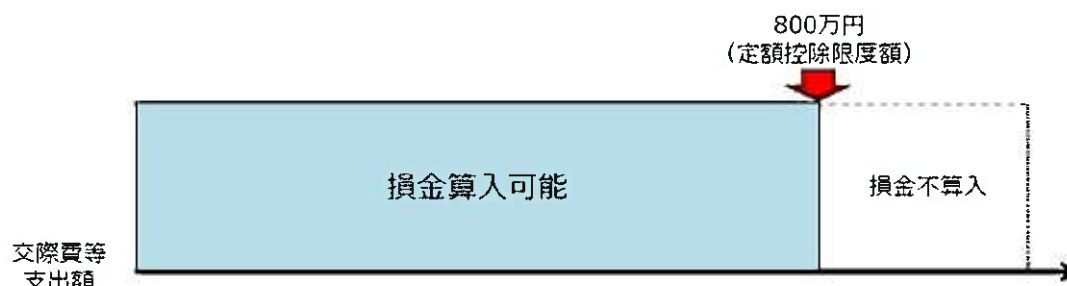
17

4. 中小企業等の支援

(2) 交際費等の損金不算入制度の延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 販売促進手段に限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

- 改正概要
- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

18

5. その他の租税特別措置等

(1) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

次の見直しを行った上、適用期限を3年延長する。

- ① 既成市街地等の内から外への買換え
譲渡資産から工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等を除外
- ② 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
譲渡資産の一部について課税の繰延べ割合を70%（現行80%）に引き下げる。
- ③ 都市機能誘導区域の外から内への買換え
適用対象から除外
- ④ 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づき危険密集市街地内で行われる土地等の買換え
 - (イ) 耐火建築物又は準耐火建築物の範囲に耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止機能を有する建築物を加える。
 - (ロ) 対象となる危険密集市街地について、その区域の不燃領域率が40%未満である区域に限定する。
- ⑤ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換え
買換資産から鉄道事業用車両運搬具を除外する。
- ⑥ 一定の船齢の日本船舶から環境への負担の低減に資する一定の日本船舶への買換
 - (イ) 買換資産の船齢が法定耐用年数以下であることとする要件を加える。
 - (ロ) 港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を35年未満に引き下げる。

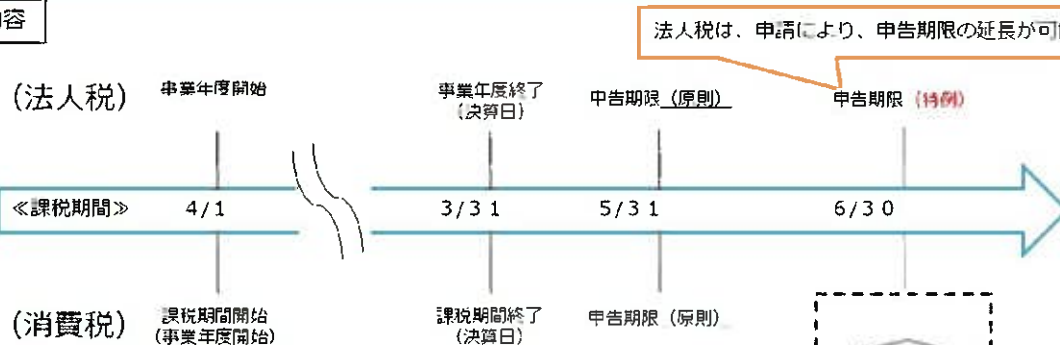
19

6. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

出典 令和2年度 経済産業関係 税制改正について

- 本年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされること。
- 企業においては、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、一層従業員の生産性を向上させる等の取組が求められること、**企業の事務負担の軽減に資するよう、以下の通り消費税の申告期限の1ヶ月延長の特例を創設。**

改正内容



本改正により**消費税も、法人税と同様に申告期限の1ヶ月延長が認められる**ことに。

上記改正は令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。

20

7. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化



(1) 概要

- ① 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、次の見直しを行う。
 - (イ) 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するものの課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しない事が明らかな部分については、引き続き仕入税額控除の対象とする。
 - (ロ) 上記イにより仕入れ税額控除の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整する。
- ② 住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税とする。
- ③ 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合を加える。

21

7. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化



(2) 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

【例】()内は消費税額

家賃収入
店舗用 6,600万円(600万円)
居住用 4,000万円
管理費 1,100万円(100万円)

消費税納税額の計算(一括比例配分方式)

課税売上割合 $6,000\text{万円} / 10,000\text{万円} = 60\%$
納税額 $600\text{万円} - 100\text{万円} \times 60\% = 540\text{万円}$

投資用マンションを11,000万円(1,000万円)で購入
家賃収入2,000万円、管理費440万円(40万円)

消費税納税額の計算(一括比例配分方式)

課税売上割合 $6,000\text{万円} / 12,000\text{万円} = 50\%$
納税額 $600\text{万円} - 1,140\text{万円} \times 50\% = 30\text{万円}$



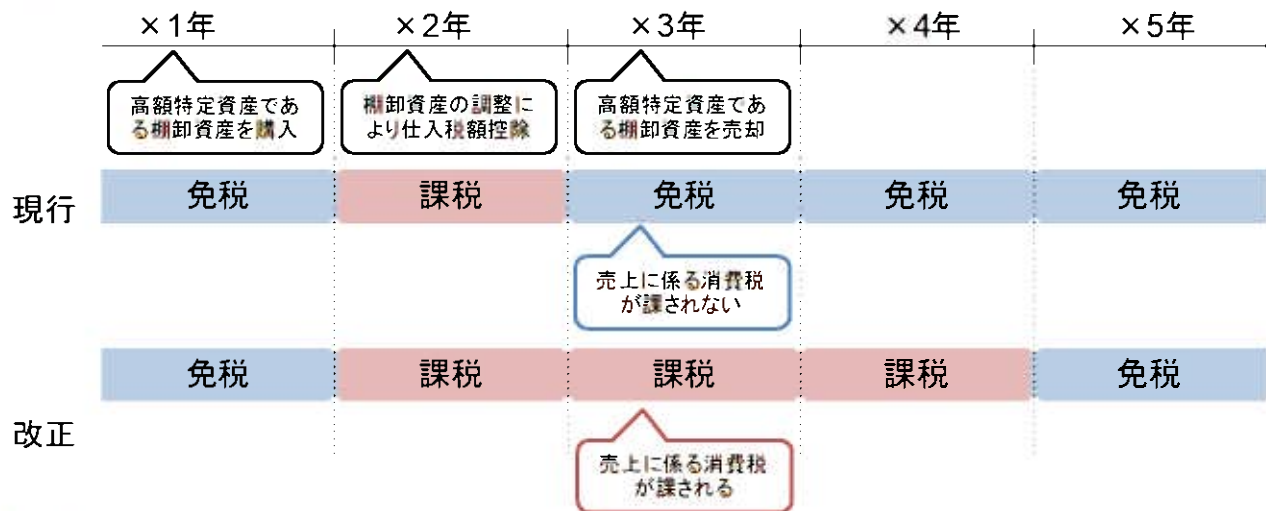
納税額 $600\text{万円} - 140\text{万円} \times 50\% = 530\text{万円}$

22

7. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化



(3) 高額特定資産である棚卸資産に係る調整措置



(4) 適用時期

①の改正は令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について、適用する。ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、適用しない。

②の改正は令和2年4月1日以後に行われる貸付けについて、上記③の改正は令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合について、それぞれ適用する。

おわりに...



今回ご紹介した内容は、税制改正大綱の一部になります。また、法案決定までに内容が変更されることがありますので、ご注意ください。

A & K パートナーズ 税理士 法人
 秋山 税理士 事務所
 電話 : 03-3702-7011
 メール : daihyou@akiyama-akp.or.jp

